

三十八年に施行したものを準じあげますと六十二%、羽村町が三十八%、私どもの加東地区が五十一%、武蔵野台が四十六%、平均約五十二%というふうな進捗率にほそおります。大体中位の進捗率にほそおりますわけでございます。将来の構想と申すにしてもほそある大きな施設をございまして、一はふたのふたが、こいのふたがどつうにいたしき一でも首都圏市街地開発区域に指定されておりますのでどつうにいたしき一でも将来はやはり開発していくわけはほよいのふたほよいかと考えております。都市計画につきまして三の法律、土地収用法、これはすでに承知のとおり議會におきまして議決されております。都市再開発法は都市計画法の全体的な改正という二の法律案が国会におきまして継続審議にほそあることは承知のとおりでございます。早晩これは本国会でも議決されるであろうといわれております。下だいたひ継続審議中の都市計画法は基本理念におきまして全く変更されておりまして個人の権利といふこともいふためのほある程度擁護はやむを得ないというところが基本的な理念という



ところがオ一に規定されております。そういう理念が根本にあるというところがうたわえてあるわけでございます。都市再開発法におきましてそのような理念から出発してほそあるべきでございます。これはおそろしく議會を通ることは確定的にと私も思っております。近い将来におきましては東京より五十五キロ圏、百キロ圏におきましては画期的な改造がほされるのふたほからうかと、またその後にほりますと人にも当然大きくほりますので画期的な改造がほされることは想像に難くはないと私は考えております。そしてそれほより遠くはないと考えてあるわけでございます。先程の二指摘の道路のゆき止りというところはあり得ないわけにこれは当然公道にほりかへほりないわけにございまして、田の開発につきましても当然バイパスとしてほからう上の道路をほりかへほりないというところをたいては都市と接してほります。大変大きな問題でございしますので私どもも悩むと同時に楽しみにしてあるわけにございします。ほびんともおそろしくご協力のほとお願いたします。ゆき止りや道路が止まっているというところはたしかに当然ほくべきで



長官前正

疎構の整備を行ない示して開発係を設け示して意図的の姿勢を示されておりましたことは誠に私もいたし示しても感謝するものでございます。十月二十六日にこの準備委員会が発足いたしましたしてこの多摩川緑地開発の問題もすでにポジションの段階を越え示していただきお褒め殺段階に入ったとか言うにあらるわけでございます。この十一万三千六百二十坪におおびきとこの広大な地域の開発につき示してはいろいろの地元あるいは役場におき示して今後の開発計画等お互に協議されながら進められていくものと思っております。組合役行といたうは今までの区画整理といたうは着之をたすはしたおはせとそは示されるわけでございます。従い示してこの関係者として示してもお褒め具体的の開発、進め方につき示して不明な点があるわけでございます。従い示しては役場の積極的な指導をお願いいたしと思っております。従い示して私はこの多摩川緑地区画整理の問題につき具体的な問題の二、三の点についで質問申しあげたいと思っております。



その一としてこの広大な開発計画が一体何年位の計画で、その規模等どういうビジョンがすでに具体化されておりますのかその具体的の開発計画をお示しいたさたいと思っております。例之は奥多摩街道とこの下につけられますところの広大な開発地域との運りい問題、あるいは交通運に示して現在五かあるいは高校誘致等もこの開発計画の中に含まれていいると思っております。がどうした問題とから示してこの多摩川緑地区の区画整理開発の具体的な命令をお示し願いたいと思っております。二番目として示しては区画整理問題についでお尋ね申しあげたいと思っております。この区画整理問題につき示しては理事者をはじめ正副議長さん、各常任委員長さんいろいろとご努力されておられることとございすがこの内の将来におけるところの水洗便所の処理状況につき示してお尋ね申しあげてございす。私の調査に示してこの水洗便所は現在福生は他の市町村と比べ示して水洗便所と汲み取り式の便所との比率が非常に高い所というところとあります。従い示して他の

此所に出るべきところより多くの水洗便所を築いており、そのためでございますが、この終末処理が八月十七日以降ほとんどの進展がないというふうな実情で、関係市民からいろいろとこの問題につきまわってほんとかならないかと相談を受けておるわけでございます。私の調べたところ、この水洗便所は米軍関係と一般民家を合せて二千戸位、その内七百三十戸が一般市民の水洗便所というところにほそおるふうでございますが、この終末処理の責任は一体誰であるのか、業者であるのかという点をほきりさせていただくたいと思うものでございます。どうかこの多摩川開発の問題とこの水洗便所の処理の状況につきまわって終末処理の責任は誰か業者かということ、それから清掃法の施行令第二条が項にのりまわって汚物処理の委託の基準というものが示されております。汚物の委託を当該市町村が行なう場合においてはその処分の場所および方法を指定すること、ということをはきりまわってそのような基準による業者に委託されておるものかと思うものでございます。しかし申しあげまわって、八月十七日以降非常にこの

水洗便所の関係の処理がスムーズにいつてないために一般市民としても困るという実情でございますので、この点につきまわって、お長さんほうに関係者の明確なるご回答をお願い申しあげます。お長さん。

(お長 石川常太郎君登壇)

お長(石川常太郎君) 関係員さんのご質問にご回答申し上げます。下の項につきまわって、下部分の指導方針にのりまわって、開発をするほうに組合方式ということをはきりまわって現在までの道程をたどりまわって準備委員会の結成をみたわけでございます。もちろん、お長さんほうにおきまわって積極的に援助をいたさなければならぬという問題でございますし、技術的な面におきまわって財政的な面におきまわって、お長さんほうに援助をいたさなければならぬというわけでございます。しかしながら、組合施行でございますので、お長さんほうから積極的にオーストラリアに立つというところは、お長さんほうにほきりまわって、先日の準備委員会結成の時点のおきまわって、お長さんほうにオーストラリアの立場で出席

慣習に任せる人ではあるかと想像してある次第でございます。
現在の処理場が水洗を処理するだけの能力が低いという
ことで現在予定してあるわけでございます。今の規定も一般
普通の便所を好象にするという規定に任せておりまして非常
に不備でございますが、現在下の方にこれを改正するということ
は処理場の関係でございます。下を悩んでお
るわけでございますが、業者を指定しておりましてけれども
下の方にその二業者の契約につきまして一般の便所の場合の契
約はされてあるわけでございます。甚だ不備でございますが
がこの点は誠に申し訳されたいと存じております。水洗の場合
には所を指定しておりまして二業の他に業者が余計にござい
ますのでこれをもうおりまして業者と恊々に契約をいたすこと
やむを得ないのではまいかと現在のところ考えております。
将来は下を悩んでおりますのでなるべく早く組合の処理場を充
てたいと思っておりますが、現在のところは二のような方法を
処理をいたすことになりやむを得ないのではまいかと、これは所長の

お々に存じまして申し訳されたい次第でございます。そのよう
な所であるわけでございます。なおそのような業者がどこにあ
るかという処理におおりの方がありまして下の方は現当の
おに申し
出がございまして現当のおでこのよう業者があるということ
ある程度連絡ができるのではまいかと考えてある次第でござ
います。大変に矛盾に満ちたことでございましてこれは責任があ
るかというところで、巧拙というものは所が責任があるもので
ございましてがそのうした設備がございましてせんので誠に
申し訳されたい。下の方にそのとろ今度二年から二年半位その
うな方法をとりたすことになりやむを得ないと思っております。以上答
弁いたします。

ナハ番(男 末吉君) 誠に申すに問題で、この問題だけはやはり研
究されてくれ、待つてくれという事も出来たのでは待てない、非常
に深刻な問題に任せてあるわけでございます。こゝかしめは
を得ないものがあるわけですが任せて現状は現状として

すしてつぎの二と下りにはつきりとしてお答えいた下さりたいと思ひ
ますが、第八条オ士条の二におき汚物処理の申し込みを所
に下りこれに所が受けとくゆるのかどうか、これは尿処理と芥の関
係、あるいは水洗便所と一般の便所と所長はいいわけをい
た、下りかに所の清掃条例オ士条の二におきかはあるいは清掃条
例全体をみても水洗便所は全然別な人だといふことは書
きわけてござります。従ひして非常に困る収場のオに相
するに相当の言い間違りかどうかわかりませんが水洗便所は所
には責任はないといふことはいわけをい下り、一体誰が責任
の人だといふことでも所長としても非常に困るという二とでござ
すのでこれは今までの慣例ですべきであるという二と下りかあるいは
この二条の二におき汚物処理の申し込みをした場合受け取
らへるのかといふこととをすずお伺いしたいと思ひます。
それから清掃法オ十五条にどういふ二とがあるわけござ
ります。けつてよくその地区の市町村の許可を受けなければ汚物の収集、
運搬には処分を業として二とを行ふはならないと、同時に

この十五条関係におきましては市町村長が条例で定めるところ
の手数料を越えて業者は二とを受け取らなければいという二とが
書いてあるわけござります。また第八条オ士条にもどうい
う関係がうたうあります。一かし私が二とでお尋ねした
二とは今所長の語では所長の許可を受けとある二の業者以
外にもあるんだといふ二とですがその点は条例上どういふ業者が所
に入るときでもさういふかえはいのかどうか、その点もはつきりして下
りてはんとこの二とを切りぬけるようにしなければ困るの
ではないかと思ひます。非常にむづかしい問題ですけ
れどもこれはかりに二週間すくれば、一カ月すくればといふ二とは
どういふ切実な問題でござりますのでどうして二業者以外のも
が所に入るときに改め取りをさせているからどういふものを利用して
くればというはつきりした点があれば私もそのようには方法も考へら
れるのではなからうかと思ひますがその点条例の関係は間違
ないものかどうかわかりません。下り、最初熊川地区の問題につきま
す下り、熊川地区の問題につきま

宜向やれされ下かた業務を行はる。相当寒い晩でござ
い子一丁が女性を混ての数人の職員が冷たいコンクリートの
上で震えながら事務をとりあへる。私も見かねてその職員に
いろいろとお聞きした。子一丁がその上司である課長の下に
理者が娯楽をさせるのはけつこうですがその時期も返り見たり
で下で事務の効率をあげていくというふうな一つの形態を見た時
に私は下子りかねて子一丁に話をし、ストーリーをいれるよう
にお願いしたい一件がございしますが、いつも理事者は職員の働きに
対して子一丁はそれは是非々をほそりしていくのが目的でなくこの
ように聞かされておりましたが、その細かに使いがあつたといふ二
のよう下りした問題に好くも各課の構成をみずして平均の率
の運営をたてていくことを望むものであります。さて水道人
は四丁を越えるという現況において水道課の配置にいたる子一
丁もまたや一の課として動きまわらなくては水道部と大きく
改革してその中に管理、工務、業務の三つの課を配列してそして水
次以後の水道計画を進めたいかめるのが今後の好外的な発展

に大きくプラスしていくのには下からうかと考へるものであります。
また土木課の形態をみずしても今いろいろと混乱をふんであります。
都市計画の目標にいたる子一丁でも今や都市計画を土木課の中に併
合するよう下課では下りと考へらるやうな事です。子一丁で建
設関係において下れば二れは二のめ付において否、国に一番重
要視される問題でござい子一丁で二の建設を中心にしていくなれば
不都市の構成も数年を経ずしてできるのには下からうかと確信
するものであります。この意味におき子一丁でも土木課をやはり部
に、あるいは建設部というふうな名称にいたる子一丁でその内に管
理課、計画課、技術課など下都市計画課等々を併合してそ
して今後の市長のいつか申されていく健全な都市計画の一端を
下二の土木建設関係と下水道関係を中心にまろいそめあう
ける面の発展の源泉をすべきもので下からうかと考へるもの
であります。そ二で二の二課の部の昇格と下各課における現
状の職員の配列に下る職員の配列がどのような下危険をも
うけるかという点について明確な答を求めらるものでございす。